

24時間対応体制加算（医療保険）

種類及び算定料

利用者やその家族等からの電話等による連絡・相談に常時対応でき、必要に応じて緊急対応を行なえる体制の構築を評価するのが「24時間対応体制加算」で、月に1回まで算定できます。算定料はこれまで月1回6,400円でしたが、2024年度の診療報酬改定により24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合に算定できるイ（6,800円）と、それ以外の場合が対象のロ（6,520円）の2区分となりました。

ふれあい訪問看護ステーションは イ を算定しています。

24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合

イ（月1回限り6,800円）

算定要件

1. 利用者やその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制の構築
2. 必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制の構築
3. 地方厚生(支)局長に届出を行っている
4. 訪問看護ステーションの体制について利用者に説明し、同意を得ている
5. 利用者への説明に当たっては、訪問看護ステーションの名称・所在地・電話番号・時間外/緊急時の連絡方法について記載した文書を交付
6. 利用者・家族からの連絡・相談に応じた場合や、緊急訪問看護を行った場合には、訪問看護記録書にその日時や内容、対応状況について記録